

制限付一般競争入札(総合評価落札方式、簡易型)の実施について

地方独立行政法人那覇市立病院契約規程(平成20年規程第34号。以下「契約規程」という。)第2条第1項及び第15条、地方独立行政法人那覇市立病院制限付一般競争入札実施要綱(令和2年要綱第27号。以下「一般競争入札要綱」という。)及び那覇市立病院建設工事競争入札に係る総合評価落札方式実施要綱(令和7年要綱第49号)第1条の規定に基づき、制限付一般競争入札を総合評価落札方式により実施する。よって、契約規程第6条及び一般競争入札要綱第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

地方独立行政法人 那覇市立病院
理事長 外間 浩



本案件の入札は、郵便入札方式(事後審査方式)で実施する。なお、設計図書等については全て電子媒体(DVD等)で配付する。

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	那覇市立病院解体及び外構等工事
(2) 業 種	建築工事業
(3) 場 所	那覇市古島二丁目31番地1
(4) 工 期	契約日の翌日(土日祝日を除く)から令和9年3月19日まで
(5) 落札方式	総合評価落札方式
(6) 概 要	
① 目的	既存病院棟の解体及び外構等工事
② 規模等	既存病院棟 延べ床面積 31,722㎡、外構等(造成、擁壁、植栽、平面駐車場、庇工事等)
③ 構造形式	既存病院棟 SRC造 地上7階/地下3階
④ 工 種	建築一式工事
⑤ 主要資材	鉄筋、コンクリート他
(7) 予定価格	***** (事後公表)
(8) 低入札価格調査制度対象案件	本案件は、低入札価格調査制度を適用する。基準価格の設定等に関しては、以下のとおりとし、これらの詳細は、「那覇市立病院建設工事に係る低入札価格調査制度要綱(令和7年4月30日要綱第50号)。以下「低入札調査要綱」という。)による。 (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定している。 (2) 失格基準価格未満の額で入札を行った者は、失格となる。 (3) 低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者に対し、低入札調査要綱第6条の規定による調査を行い、調査の結果を踏まえ、落札者を決定する。 (4) 低入札調査基準価格未満の額で入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない。 (5) 低価格入札者のうち失格基準価格以上の額で入札を行ったものは、別に定める資料の提出及び事情聴取に応じること。 (6) 低価格入札者として契約を締結する場合は、低入札調査要綱第8条に規定する措置に応じること。
(9) 施工方式	① 自主結成による特定建設工事共同企業体(3社又は4社JV)による共同施工方式(甲型)とする。 ② 共同企業体の名称は、構成員の名称(商号)から、株式会社・有限会社等の部分を削除してつけること。また、名称(商号)の一部を省略することも可とするが、各構成員を判別できる名称とすること。なお、工事名の付記は不要であり、単に共同企業体でよい。 (例:「〇〇建設・〇〇組・〇〇 共同企業体」) ③ 出資比率について、共同企業体代表者は、全ての構成員の中で最大の出資比率であること。また、全ての構成員のうち最小の出資比率は15%以上とすること。 (注意)全ての構成員は、本案件に関し2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(10) 共同企業体協定書	「協定書作成要領」を参照し、「建設工事共同企業体協定書(甲)」を作成すること。 ※「建設工事共同企業体協定書(甲)」は、設計図書等(DVD)内の様式を使用すること。
(11) 実施形態	本案件は、施工計画等に関する技術評価資料を受付、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	契約規程第4条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
(3)	建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の工事を下請施工させる場合にあつては、特定建設業の許可を有している者であること。
(4)	開札日において有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(5)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であつても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され、建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(6)	経営状況が著しく不健全であると契約責任者が認める者に該当しない者であること。 ※公告日の3月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。ただし、(5)に該当するものを除く。
(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると契約責任者が認める者に該当しない者であること。
(8)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設業者格付名簿に建築工事業業者として登録されている者であること。
(9)	共同企業体の代表者及びその他の構成員の要件は次のとおりとする。また、共同企業体の結成については、3社又は4社で任意に結成すること。 ア) 共同企業体代表者 ・那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)又は県外での登録であること。 ・市内における本社又は本店の有無は問わない。 ・出資比率は、全ての構成員の中で最大の出資比率であること。 イ) 共同企業体構成員(代表者以外) ・那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)であること。 ・那覇市内に本社又は本店を有する者(市内業者)であること。 ・出資比率について、全ての構成員のうち、最小の出資比率は15%以上であること。 ※業者格付については、「審査合格通知書」、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(10)	共同企業体の代表者は、開札日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。
(11)	共同企業体の代表者は、次に掲げる同種工事の実績を有すること。 ア) 沖縄県内の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する「病院」をいう。)の新築、改築(建替)又は増築工事あるいは解体工事を単独または共同企業体の代表者として受注し、2010(平成22)年4月1日から開札日までに工事を完成させた実績を有すること。 ・新築: 外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。 ・改築(建替): 同上 ・増築: 増築対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。 ・解体: 解体対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。

(12)	配置技術者等については、次に掲げる基準を満たす監理技術者、主任技術者及び現場代理人を当該工事に配置できること。 ア) 共同企業体代表者 ・現場代理人は、共同企業体の代表者から選任し、工事現場に常駐で配置すること。 ・監理技術者は、共同企業体の代表者から選任し、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 イ) 共同企業体構成員(代表者以外) ・主任技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ウ) 共通事項等 ・監理技術者及び主任技術者は開札日において配置できること。ただし、開札日時時点で別案件に従事している者を本契約締結日までに当該工事に配置できる場合、現在従事している別案件が確実に完了するのであれば、当該工事の監理技術者、主任技術者としてすることができる。 ・監理技術者及び主任技術者は、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、専任で配置できること。 ・現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ・監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
------	---

3 設計図書等の閲覧・配付、質問、回答

(1)	設計図書等 閲覧・配付方法	本案件に入札参加を希望する者は、「設計図書等配付申請書」(以下「申請書」という。))に必要事項を記入・押印のうえ、地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室の窓口で申請すること。 申請があった者のうち、入札参加資格要件(格付け名簿への登録の有無)に該当する者へ設計図書等(DVD)を配付します。 ※申請書は当院ホームページよりダウンロードすること。 当院ホームページ https://www.nahacity-hospital.jp/ ※窓口へ、申請書の提出及び設計図書等(DVD)の受領に来院される際は、下記担当まで連絡すること。連絡等の無い場合は対応に時間を要する場合があります。 ※パソコントラブル等により申請書がダウンロードできない場合には、下記担当まで連絡すること。連絡等の無い場合は対応できません。また、那覇市の手続きとは異なりますのでご注意ください。 ●連絡先:事務局 新病院建設室 高江洲、外間、知念、當間 TEL:098-884-5111(内線249)
(2)	閲覧・配付期間	閲覧・配付期間:令和7年7月18日(金)～令和7年9月5日(金) 9時～17時 ※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧・配付はできない。 ※ 上記受付期間中に申請書の提出及び設計図書等(DVD)の受領がなければ、入札に参加できない。ただし、共同企業体の構成員のうち、いずれかの者より申請書の提出及びDVDの受領があれば、入札に参加することができる。
(3)	質問期間 及び方法	質問期間:令和7年7月24日(木) 9時～令和7年8月5日(火) 17時 質問書又は数量質問書をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ※質問書及び数量質問書は、「設計図書等(DVD)」内の様式を使用すること。 ※誤送信等によるトラブル防止のため、FAX送信後には必ず電話で着信を確認すること。 ●提出先:事務局 新病院建設室 高江洲、外間、知念、當間 FAX:098-885-9596 電話:098-884-5111(内線249)
(4)	回答期間 及び方法	回答期間:令和7年7月30日(水)9時～令和7年8月12日(火) 17時 上記の期間中に「質問及び回答」を、当院ホームページ上に随時掲載する。

4 現場説明会

現場説明会は実施しない。 ※配付する設計図書等を参照のこと。

5 総合評価に関する事項

(1)	評価項目	本工事の総合評価は、企業の技術力等(1)から(3)と価格を総合的に評価して落札者を決定する。※(1)及び(2)については、共同企業体の代表者及び構成員について評価する。 (1) 企業の施工能力 (2) 配置予定技術者の能力 (3) 施工計画
-----	------	--

(2)	落札候補者	有効な入札をしたもののうち、入札価格が予定価格と失格基準価格の制限の範囲内で、以下の算式により算出した評価値の最も高いものを落札候補者とする。 ただし、同評価値のものが2人以上あるときは、技術評価点の高いものを落札候補者とし、さらに、技術評価点が高点の時は、くじで落札候補者を決定する。 なお、落札候補者が落札者とならなかったときは、予定価格及び失格基準価格の制限の範囲で、その者を除き、評価値の最も高いものを落札候補者とする。 $\text{評価値} = (\text{技術評価点} \div \text{入札価格}) \times \text{Re} \quad <\text{Re:調整数}>$ (1) 技術評価点(最大130点)＝基礎点(100)＋加算点(30) (2) 加算点＝30点×{(基礎評価点＋提案評価点)÷設定総得点(満点)} (3) 基礎評価点＝Σ(各企業の基礎評価点×出資比率(%))÷100 ※落札基準については、設計図書等(DVD)内の「落札者決定基準」で確認してください。
(3)	くじ引きの通知	同評価値の落札候補者が2人以上ある場合で技術評価点が高点のときは、順位決定くじ引きの日時及び場所を該当者へ通知する。

6 入札の方法等

(1)	入札方法	郵便入札(一般書留・配達証明・配達日指定郵便の全てを指定し郵送すること) ※ただし、入札不落時の措置については、本書「8 入札書の開札(3)」による。
(2)	提出書類 封筒作成	封筒の作成方法は、設計図書等(DVD)内の「封筒作成例」を参照 【親封筒】 配達指定日・工事名・業者番号・商号又は名称・電話番号・ファクシミリ番号・担当者名を記載。 ※封筒には、封筒作成例のとおり、代表者だけでなく構成員の「商号又は名称」を記載すること。 【親封筒】に下記の子封筒A・Bを入れ、封を閉じ、閉じ印を押すこと。 【子封筒】 下記のとおり別々の子封筒に分け、封を閉じ、閉じ印をすること。 (1) 子封筒Aに入れる書類 ① 入札書[別記様式1] 1部 ② 工事費等内訳書[別記様式2] 1部 (2) 子封筒Bに入れる書類 ① 総合評価落札方式に係る確認資料等提出書[別記様式3] 2部 ② 施工計画書[別記様式4(1)～(5)] 2部 ③ 工事工程表[別記様式5] 2部 ④ 共同企業体代表者の施工実績確認書(病院)[別記様式6] 2部 ⑤ 共同企業体構成員の工事実績確認書[別記様式7] 2部 ⑥ 配置予定技術者一覧[別記様式8] 2部 ⑦ 技術者の施工実績確認書(共同企業体代表者)[別記様式9] 2部 ⑧ 技術者の施工実績確認書(共同企業体構成員)[別記様式10] 2部 ⑨ 基礎評価基準表(自己採点用)[別記様式11] 2部 ⑩ 建設工事共同企業体協定書(甲)の写し 2部 ※②及び③については、入札参加者(共同企業体の全ての構成員)の名称又は入札参加者が特定できる記載を行わないこと。 ※入札金額は消費税抜きの金額を記載すること。 ※工事費内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。 ※様式は設計図書等(DVD)内の「子封筒A」及び「子封筒B」の様式を使用して作成すること。
(3)	配達指定日	令和7年9月12日(金) ※配達指定日以外に届いた入札書等は受理しないものとする。
(4)	宛先	〒902-8511 沖縄県那覇市古島二丁目31番地1 地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室

7 入札書等の不受理・無効

地方独立行政法人那覇市立病院制限付一般競争入札実施要綱第9条

那覇市立病院建設工事競争入札に係る総合評価落札方式実施要綱第17条第3項及び第21条第4項

入札説明書「5.入札関係書類の提出(8)」及び「9.入札関係書類の無効」

8 入札書の開札

(1)	開札の日時	令和7年9月26日(金) 10時00分
(2)	開札の場所	地方独立行政法人 那覇市立病院 3階講堂
(3)	入札不落時の措置	郵便入札による第1回目の入札において、各人の入札のうち予定価格及び失格基準価格の制限の範囲で入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。本案件に係る入札は最大3回(再度入札2回)までとし、再度入札は当院指定の入札書による紙入札(持参方式)で上記の開札日と同日に実施する。よって、入札参加者は、上記の開札に入札参加者又はその代理人を必ず立ち合わせることとし、2回目以降の入札に備え、金額のみ未記入の入札書を準備しておくこと。また、2回目以降の入札において代理人が入札する場合には、委任状を入札・開札時に持参し、提出すること。なお、委任状の提出の際には、氏名(本人確認)を確認できるものを持参すること。
(4)	落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

(1)	通知方法	開札後、落札候補者を決定し、落札候補者に電話で通知する。
(2)	提出期限	通知日の翌日(土日祝日を除く)までに提出すること。
(3)	提出方法	下記の資格審査書類を当院まで持参すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を新病院建設室までFAXにて提出すること。
(4)	提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書[別記様式12] (2) 建設工事共同企業体協定書(甲)の写し (3) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し(代表者及び構成員) (4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し (5) 共同企業体代表者の施工実績確認書(病院)[別記様式6] (6) 配置予定技術者一覧[別記様式8]

10 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。ただし、落札候補者の当該申込みに係る価格が低入札調査要綱第1条に規定する低入札調査基準価格を下回る場合の取扱いは、同要綱によるものとする。

落札者決定予定日 令和7年10月上旬 ごろ

11 低入札価格調査制度に基づく資料の提出及び事情聴取等の実施

低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者は、低入札調査要綱第6条に規定する調査(資料の提出及び事情聴取等)に応じること。

資料の提出依頼	概ね開札日又は開札日翌日(土日祝日を除く)までに対象業者あてに通知及びメール送信又は電話連絡する。
資料の提出期限	資料提出依頼日の3日後(土日祝日を除く)の午後5時まで。
資料の提出方法	事務局 新病院建設室まで直接持参すること。
提出資料	資料提出依頼時に対象業者に直接通知する。
事情聴取について	・事情聴取日時は、資料提出依頼時に通知する。 ・事情聴取には、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること。
事情聴取場所	地方独立行政法人 那覇市立病院 3階講堂
その他	・資料を提出しない者については、辞退したものとみなす。 ・提出された資料等の訂正及び差替えは、認めない。 ・不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合は、資料の提出がなかったものとみなす。 ・提出された資料は返却しないものとする。 ・資料作成に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

12 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	契約金額の100分の5以上。別紙「入札保証金に関する取扱いについて」参照 ※入札保証金等の納付に係る書類を、令和7年9月9日(火)17時00分までに提出し、納付に係る手続きを同日中に完了すること。 ※保証期間は、書類の提出日から令和7年11月7日(金)までを含むものであること。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前 金 払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。
部 分 払	適用する。規定回数の範囲内。

13 誓約書兼同意書の提出に関する事項

落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を那覇市立病院(新病院建設室)へ提出しなければならない。また、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

14 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載することから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。

15 その他

提出された関係書類は返却しない。
公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。
当院ホームページ <https://www.nahacity-hospital.jp/>
台風等により路線バス等の運行が停止となった場合、外来休診(閉院)となるため開札等は延期となる。開札2時間前までにバス等の運行が開始されない場合も同様とする。
延期後の日時は、当院ホームページで掲載する。

16 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること
地方独立行政法人 那覇市立病院 事務局 新病院建設室 担当者 : 高江洲、外間、知念、當間
TEL: 098-884-5111(内線:249) FAX: 098-885-9596
設計図書の内容に関すること
同上